

令和8年度農作業労働賃金標準額及び賃借料情報

この標準額表は、農作業における一般的な作業について、その標準額を定めたものです。

当事者間で協議するための目安として、ご利用ください。

◎雇 用

石川町農業委員会

作業名		標準額(円)	摘要
一般農作業	果樹などの軽作業	8, 264	○作業時間は8時間を基準とします。 ○ <u>賃金が福島県最低労働賃金を下回らないよう協議のうえ調整してください。(最低賃金は毎年10月に見直されます。)</u>
	一般的作業	8, 660	○ <u>ほ場条件や労働力(性別・年齢・経験等)に差異があつて特に勘案する必要がある場合は、当事者間で協議のうえ調整してください。</u>
	重労働を伴う作業	9, 300	

◎請 負

作業名		単位	標準額(円:税抜き)	摘要
田畠耕起	ロータリー耕	10a	7, 500	耕うん深度は15cm
	プラウ耕		8, 000	
ブロードキャスター		10a	1, 200	1回散布、肥料別
			5, 500	1回散布、堆肥込
マニアスプレッター		10a	3, 000	1回散布、堆肥別
			7, 500	
代かき		1m	7, 500	
機械田植			7, 500	
機械畦ぬり		1m	60	
バインドナー		10a	7, 000	結束紐は委託者負担
ハーベスター			7, 500	
コンバイン刈り取り		10a	20, 000	結束紐は委託者負担
コンバイン一貫作業			33, 000	色彩選別は含まず
乾燥・調整		60kg	2, 000	色彩選別は含まず
調整(糲すり)			1, 000	色彩選別は含まず
色彩選別			500	糲すりと一連作業の場合 ただし、色彩選別作業のみの場合は、人件費別途加算
トラクターモア(草刈り)		10a	7, 000	
汎用コンバイン	そば	10a	15, 000	乾燥調製込、その他穀類については、当事者間で協議

【特記事項】 次のような場合は、当事者間で十分協議のうえ調整願います。

- (1)圃場条件(山間部と平坦部、乾田と湿田、未整理田、土壌条件、農道の状況など)に差がある場合
- (2)燃料費の高騰など著しい経費の変動があった場合
- (3)農作業機械の長距離搬送など追加の経費が発生した場合
- (4)倒伏の程度が著しい場合
- (5)この表に記載のない作業の受委託及び標準額が当てはまらない場合

◎賃借料情報

区分	賃借料(円)10a当たり	摘要
上田	5, 000~10, 000	○農地法の改正により標準小作料制度が廃止されましたが、 <u>賃借料の目安を提示しますので、これらの情報を参考に当事者間で物納も含め協議のうえ調整してください。</u>
中田	0~7, 000	○上田は、ほ場整備済みの水田とします。
飼料畑	0~3, 000	○中田は、ほ場整備未実施の水田とします。